

★予防接種のお知らせ(令和8年4月1日現在)

※法改正等により変更となる場合があります。

問い合わせ先：福祉課 予防接種担当

☎0176-55-3111(代表)

- ・周知方法の「通知」とは、標準接種年齢および時期が近くなると郵送で案内が通知されることです。
- ・予防接種当日に六戸町に住民登録のない場合の接種費用は全額自己負担となります。転入等で問診票をお持ちでない場合は、福祉課へお問い合わせください。
- ・対象年齢期間の「〇歳未満」「〇歳に達するまで」「〇歳に至るまで」は、いずれも「〇歳の誕生日の前日まで」を示します。

○定期接種(全額公費)

ワクチン	回数	周知方法	接種上の注意	対象年齢、期間 (公費助成対象の接種期間)	標準的な時期 (接種を受けるのが望ましい時期)
RSウイルス感染症(妊婦)	1回	妊娠の届出時	母子手帳発行時に問診票をお渡しします。	妊娠28週から37週に至るまで	
五種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ)	4回	訪問時	1回目～3回目の間は、それぞれ20日以上あける。その後6か月以上(標準的には1年から1年6か月後)あけて、4回目(追加)	生後2か月以上7歳半に至るまで	初回3回は生後2か月～1歳の間
小児用肺炎球菌	4回	訪問時	27日以上の間隔で3回、その後60日以上あけて、1歳になってから4回目(追加)	生後2か月以上5歳に至るまで	1回目を生後2か月から開始
B型肝炎	3回	訪問時	1回目の接種から27日以上あけて2回目、3回目は1回目から139日以上経過してから接種	1歳に至るまで	生後2か月以上9か月に至るまで
ロタウイルス (医療機関により、採用している ワクチンが異なります。)	1価	2回	訪問時	4週間以上の間隔をあけて2回	
	5価	3回		4週間以上の間隔をあけて3回	
BCG(結核)	1回	通知	4か月児健診の案内に問診票が同封されます。	1歳に至るまで	生後5～8か月の間
水痘(水ぼうそう)	2回	通知	12か月児健診の案内に問診票が同封されます。1回目から3か月以上(標準的には6か月から12か月)あけて2回目	1歳以上3歳に至るまで ※すでに水痘にかかったことがある人は対象になりません。	1歳になったら
麻しん・風しん(MR)	1期	1回	通知	12か月児健診の案内に問診票が同封されます。	
	2期	1回		対象になる前の3月中旬～末頃に個別通知されます。	
日本脳炎1期	初回	2回	通知	3歳の時に個別通知。1回目から6日以上(標準的には6日以上28日までの間隔)で2回目。	
	追加	1回		2回目からおおむね1年後に3回目	
日本脳炎2期	1回	通知	9歳の時に個別通知されます。	9歳以上13歳未満	9歳になったら1回
二種混合(ジフテリア・破傷風)	1回	通知	小学校6年生のときに個別通知されます。	11歳以上13歳未満	小学校6年生相当(11歳以上12歳未満)
ヒトパピローマウイルス (女子のみ)	9価 (シルガード9)	3回	通知	1回目の接種から1か月以上あけて2回目、2回目の接種から3か月以上あけて3回目	12歳となる初年度の初日から16歳となる年度の末日まで (小学校6年生～高校1年生相当の女子)